

令和8年度

笛吹市公共下水道事業

下水道管路耐震化工事

特記仕様書

笛吹市御坂町国衙、井之上地内

笛吹市公営企業部下水道課

特記仕様書

第1条 適用

1. この特記仕様書は、「山梨県県土整備部土木工事共通仕様書(令和7年10月改定)」(以下、「共通仕様書」という。)で定める特記仕様書で、笛吹市の発注する笛吹市公共下水道事業、『下水道管路耐震化工事』(笛吹市御坂町国衛、井之上地内)に適用する。
2. 本工事の施工にあたって、特記仕様書に明記なき事項等については、共通仕様書、工事請負契約書、工事打合簿によるものとする。

第2条 工事概要

本工事の工事箇所及び範囲は、設計図書および設計図面に示すとおりである。

第3条 履行期限

履行期間は契約書に基づくものとする。

第4条 施工計画書

請負者は施工に先立ち、本工事の施工条件を十分検討の上、施工順序、工程、仮設工法、保安施設配置図等について安全な施工計画を立案し、監督員の承認を受けなければならない。

また、仮BMを設置する場合は、位置図及び測量成果を添付し、監督員の承諾を得るものとする。

第5条 関係法令等の遵守及び関係機関との調整等

工事施工に当たっては、砂防法、河川法、道路法、道路交通法、建設工事公衆災害防止対策要綱、労働安全衛生法等、関係諸法令、諸官庁の通達、工事施工に関する協定事項等を遵守し、諸官公署との調整を十分行うこと。また、地元との調整を密にとり、苦情等の発生を未然に防ぐよう努力すること。

第6条 施工時期及び施工時間の変更

本工事の作業時間帯は、下記によるものとする。

【 作業開始 8時30分～作業終了 17時00分 】

なお、休日等は、日曜日・祝日・年末年始休暇と夏期休暇の他、工事期間内の全ての土曜日を含む。ただし、やむを得ず休日に作業を行う必要がある場合は、監督員に届け出るものとする。

また、事前協議により道路管理者の行う他の工事と工期が重複する場合は、道路管理者の発注する工事を優先する為、着工時期の調整を行うこと。なお、道路管理者等との調整の結果、作業時間帯に変更が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。地盤等の条件により施工ができない場合についても、別途協議するものとする。

第7条 工事支障物件

工事着手前には必ず支障物件について調査し、監督員に報告すること。

作業時は、架空線および地下埋設物等に接する可能性がある場合は、防護管やその他管理者が指示する対策を講ずるものとする。

なお、工事に支障がある場合は、施工方法・工程等について別途協議を行い、施工時は地下埋設物に損傷を与えないよう占有物件の管理者に立会いを求め、入念に施工を行うものとする。

また、民地との境界を事前に確認し、丁張り等により住民・地権者立ち会いのもと施工方法・施工時期等の説明を行いトラブルの無いよう注意すること。

第8条 請負者の現場事務所及び材料置場

請負者の現場事務所・材料置場は、必要に応じて請負者の責任・負担において借地し設置すること。また、資材置き場等を任意に設置する場合は、規模構造等については必要最低限とし、工事終了後は原形に復旧するものとする。

第9条 事業損失防止施設

工事施工に伴う騒音・振動・地下水の変動等により近隣家屋等に影響を及ぼすおそれがある場合は、事前・事後調査を十分行うこと。調査方法は監督員と協議するものとする。

第10条 工程関係

工程については、起工測量を実施した上で発注者・受注者・関連工事関係者を含め連絡を密に行い、工事が滞りなく施工できるよう努めること。

第11条 過積載による違反運行の防止

請負者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車輛、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第12条 残土処理

本工事で発生する残土処理については、自由処分(運搬距離 4.0km)として計上するが、これが適当でない場合は監督員と協議するものとする。

また、協議に伴い指定された場所への運搬捨土の際は前述の発生土に限定し、それ以外の廃材等(コンクリート塊、アスファルト塊、建築廃材、廃油、汚泥等)は絶対に混入しないこと。このような事実が明らかになった場合、請負者の負担により処理するよう指示することがあり得る。また、残土処理施工前後に測量を行い、その結果を監督員に報告すること。

第13条 道路の占用

本工事の施工は、主に道路予定箇所を占用して工事を実施するため、工事期間中は工事車両出入りおよび沿線地権者等通行に関して交通誘導を行うものとなる。

また、道路の一部を占用して工事を実施する期間中は、車両交通規制を行うものとなるが、事前に所轄警察署等関係機関と十分な協議を行い、車両規制方法・迂回路および案内標示等について承諾を得なければならない。

尚、本工事の道路使用許可証の写しを監督員に提出するものとする。

第14条 工事中の安全確保

1. 工事区域内の交通に関しては、道路の使用許可条件を遵守し、危険防止柵設置および必要に応じ保安用夜間照明設備を設置する等の十分な危険防止対策を施すこと。
2. 工事区域内での車輛の運行および歩行者の通行に際しては、必要に応じて専任の交通整理員を設置し、通行の誘導・路面の補修に努めるなど交通および保安上十分な措置を講じること。
3. 工事期間中は、安全確保のため、道路灯・バリケード等保安施設の保守点検を行うこと。
4. 下水道施設内の作業を行う場合は、別紙「管路内作業における安全管理について」を遵守すること。また、管路施設(マンホール、ますを含む)内作業時は、酸素欠乏危険作業者を定め現場に常駐させ、酸素濃度、硫化水素濃度等を計測するとともに、本管および人孔内の換気を十分に行うこと。
5. 豪雨、出水、その他天災に関して、次の事項に係る安全管理計画を施工計画書に記載し、監督員に提出すること。
 - ① 現場特性の事前把握
 - ② 中止基準・再開基準の設定
 - ③ 迅速に退避するための対応
 - ④ 日々の安全管理の徹底
6. 山梨県流域下水道施設の施工を行う場合は、山梨県下水道公社(峡東浄化センター)と協議し、施工計画等に反映させること。なお、現場作業を行うにあたり下水道公社と密に連絡を取り合うこと。

第15条 工法

各工法の設計条件を下記に示すが、本工事の工法を指定するものではない。なお、採用する工法は、施工前に監督員と協議し、承認を受けるものとする。施工については、施工計画書に明記し、品質および性能が発揮できるよう施工を行うこと。なお、工法の選定にあたっては、原則として(公財)日本下水道新技術機構等の公的審査証明を受けているものとする。

工種	積算参考工法
管口耐震化工(誘導目地方式)	マグマロック工法
管口耐震化工(可とう継手方式)	既設人孔耐震化工法

第16条 交通整理

本工事の施工に際しては、「道路工事保安施設設置基準」により交通誘導警備員及び保安施設を設置するものとする。また、交通誘導警備員による交通整理は、次のとおり実施するものとする。

勤務体系	期間	配置条件
耐震化工(昼間)	13日間	3名(交替要員含む)/日
事前調査	1日間	2名(交代要員なし)/日

請負者は、必要に応じ所轄警察署と協議し一般交通等に支障を及ぼさないよう十分注意して施工するものとする。ただし、現地の状況及び施工条件に変更が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

尚、施工地域区分は「一般交通影響有り(2)」とする。

第17条 安全教育・訓練等の実施

1. 安全・訓練等の実施

本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、工事着手後原則として作業員全員の参加により月1回半日(4時間)以上の時間を割当て、下記の項目から実施内容を選択し安全管理・訓練等を実施するものとする。

- (ア) 安全活動のビデオ等視覚資料などによる教育
- (イ) 本工事の内容等の周知徹底
- (ウ) 土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
- (エ) 本工事における災害対策訓練
- (オ) 本工事の現場で予想される事故対策
- (カ) その他、安全管理・訓練等として必要な事項

2. 安全・訓練等に関する施工計画書の作成

施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督員に提出するものとする。

3. 安全・訓練等の実施状況報告

安全・訓練等の実施状況をビデオ等又は工事報告(工事月報)に記録し工事完成時に書類とともに報告するものとする。

第18条 再生資材利用及び建設廃棄物の適正処理

1. 請負者は、「再生資材利用基準」に基づき、再生資材を利用するものとする。

2. 本工事により発生する建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等の建設廃棄物は、「廃棄物処理法」及び「建設副産物処理基準」に基づき、該当廃棄物の処分業の許可を取得している再生資源化施設へ搬出し、適正に処分すること。ただし、やむを得ない事情により再生資源化施設への運搬が困難な場合は、監督員と協議のうえ、処理方法を決定するものとする。

第19条 再生資源利用計画(実施)書及び再生資源利用促進計画(実施)書の提出

請負者は「建設リサイクル報告様式(Excel 様式)」により作成した再生資源利用計画書(塩化ビニル管・継手、石膏ボード等を追加版)及び再生資源利用促進計画書(塩化ビニル管・継手、石膏ボード等を追加版)を出力し、1部(紙)を施工計画書に添付し監督員に提出するものとする。

工事完了後は速やかに、当初作成した工事データを実績値に修正した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を印刷し、1部(紙)を完成書類に添付し、また、電子データを CD-R 等により監督員に提出するものとする。その際、同HPに公開されているチェックソフトにてエラーチェックを行い、結果を印刷したものを提出すること。

なお、作成した工事データは自社で1年間保管するものとする。

※「再生資源利用[促進]計画書(実施書)」は下記方法により入手すること

国土交通省ホームページからダウンロード

URL

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

第20条 排出ガス対策型建設機械の原則使用について

本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。

第21条 低騒音型建設機械の使用

本工事において、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。

第22条 不正軽油の使用禁止

1. 請負者は、工事の施工に当たり、使用する車両及び建設機械等の燃料として、不正軽油を使用してはならない。
2. 請負者は、市が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。

第23条 高度技術、創意工夫、社会性等について

請負者は工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時まで所定の様式により提出することができる。

第24条 その他

1. 本特記仕様書明記されていない事項については、監督員の指示に従うこととする。また、本特記仕様書によりがたい事態が発生した場合、あるいは内容に疑義が生じた場合は、速やか

にその都度監督員と協議の上決定するものとする。

2. 数量・工法・工種変更に伴う事項等は、事前に書面にて協議を行うものとし、事前協議がない場合は、設計変更の対象としない。

第25条 暴力団等からの不当要求及び工事妨害の排除

1. 請負者は、工事の施工に当たり、暴力団等からの不当要求及び工事妨害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
2. この場合において、工程等を変更せざるを得なくなったときは、速やかに発注者と協議すること。
3. 請負者が 1.の報告等を怠った場合は、「笛吹市建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領」に基づき、入札参加資格停止措置を行うこととする。